

高調波フィルタに関する事項

改正規則等

鋼船規則 H 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 B 編
高速船規則検査要領

改正事項

高調波フィルタに関する事項

改正理由

IACS は、IACS 統一規則 E24 において、高調波フィルタの保護及び故障した際の安全性確保に関する要件として監視装置の設置等を定めており、本会は同統一規則を既に本会規則に取り入れている。

しかしながら、同統一規則の適用対象が不明瞭であったため、IACS は、これを明確化するべく見直しを行い、IACS 統一規則 E24(Rev.1)として採択した。

このため、IACS 統一規則 E24(Rev.1)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

高調波フィルタの監視装置について、配電系統の主母線に高調波フィルタを備える船舶が対象である旨改めた。

改正条項

鋼船規則 H 編 1.1.6, 2.12.4
高速船規則 10 編 1.1.5
鋼船規則検査要領 B 編 B3.3.1
高速船規則検査要領 2 編 3.6.1